

第八十回 参議院外務委員会會議錄第二号

昭和五十二年三月三日(木曜日)
午前十時三分開会

委員の異動

一月二十八日
寺田 熊雄君 補欠選任 上田 哲君

一月二十九日
和田 静夫君 補欠選任 小野 明君

一月三十一日
増原 恵吉君 補欠選任 藤田 正明君

二月二日
小野 明君 補欠選任 久保 亘君

二月十一日
藤田 正明君 補欠選任 二木 謙吾君

二月二十二日
田淵 哲也君 補欠選任 栗林 卓司君

二月二十三日
二木 謙吾君 補欠選任 川野辺 静君

三月二日
川野辺 静君 補欠選任 二木 謙吾君

辞任
栗林 卓司君 補欠選任 田淵 哲也君

出席者は左のとおり。

委員長 寺本 広作君

理事 大鷹 淑子君

理事 亀井 久興君

委員

秦野 章君
戸叶 武君

伊藤 五郎君
木内 四郎君

矢野 登君
亘 四郎君

久保 亘君
羽生 三七君

塩出 啓典君
立木 洋君

外務大臣 鳩山威一郎君

外務大臣官房長 松永 信雄君

外務省条約局外務参事官 村田 良平君

事務局側 常任委員会専門員 服部比左治君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○國際情勢等に関する調査

(昭和五十二年度外務省關係予算に関する件)

(今期國會における外務省關係提出予定法律案及び条約に関する件)

○委員長(寺本広作君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る一月二十八日、寺田熊雄君及び和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君及び小野明君がそれぞれ選任されました。

また、去る一月二十九日、増原恵吉君が委員を辞任され、その補欠として藤田正明君が選任され

ました。

また、去る一月三十一日、小野明君が委員を辞任され、その補欠として久保亘君が選任されました。

また、去る二月二日、藤田正明君が委員を辞任され、その補欠として二木謙吾君が選任されました。

○委員長(寺本広作君) 委員の異動に伴い、理事一名が欠員となりましたので、この際、その補欠選任を行います。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大鷹淑子君を指名いたします。

○委員長(寺本広作君) 次に、國際情勢等に関する調査を議題といたします。

昭和五十二年度外務省關係予算並びに今國會に提出予定の法律案及び条約について、概要の説明を聴取いたします。松永官房長。

○政府委員(松永信雄君) お手元に配付いたしました昭和五十二年度外務省予算重点事項について御説明を申し上げます。

まず、一番上の欄外にございますように、五十二年度外務省予算は総額千七百七十六億六千万円が計上されておりますが、これは前年度に比しまして百九十九億九千万円の増加で、一二・七%の伸び率となっております。

第一の外交実施体制の整備のうち、外務省定員につきましては、本省及び在外公館を含め百五十名の増強を図ることとしておりますが、このうち

二十五名は他省からの振りかえ分、三十四名は業務量の増加に伴う振りかえ分、三十名は五十二年度の定員削減分となっております。

機構につきましては、本省の大臣官房に総務課、条約局に海洋担当の書記官を新設することとし、また、在外公館については、在ウガンダ大使館、在ペナン総領事館及び在エンカルナシオン領事館の新設を要求いたしております。

次に、瘴癘地、すなわち主として中近東、アフリカ地域に見られる勤務環境の厳しい地域に存在する在外公館の職員の勤務条件の改善につきましては、館員住宅の整備、健康管理、福祉厚生施設の改善のための予算が大幅な増額を見、十一億二千六百万円が計上されております。

第二の國際協力力の拡充強化につきましては、經濟協力關係予算は外務省予算中最大の比重を占め、総額九百四十七億八千六百万円が計上されておりますが、その重点といたしましては、水産關係援助を含む二國間無償資金協力を推進するほか、技術協力拡充のため國際協力事業団交付金を大幅に増額することとしております。

第三の広報文化活動の推進につきましては、國際交流基金に対する五十億円の追加出資のほか、外国人留学生のため、國際学友会の日本語学校改築に補助金を交付することとしております。また、対外広報活動につきましては、シカゴに新たに広報文化センターを開設することとしたほか、啓発資料の作成等の充実を図ることとしております。

第四の海外子女教育の充実強化につきましては、海外在留邦人の同伴子女の教育の充実強化を積極的に推進する見地から、アルジェその他の五都市に全日制日本人学校を新設することとし、また教員の増員、その待遇改善等をもあわせ行こうといたしております。

以上が五十二年度外務省予算案の重点事項についての簡単な御説明でございます。

次に、国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、別途御説明いたしますが、国際農業開発基金を設立する協定に基づくわが国の同基金への加盟に伴い必要となる措置を定めるものであります。

わが国は、同基金に対し、国会の承認を得た後、三年度にわたって五千五百万ドルの拠出を行うことを予定しております。この法律案においては、かかる拠出を行うための措置としまして、政府は同基金に対し、予算で定める金額の範囲内において本邦通貨により拠出することができ、同基金に対する拠出に充てる国債の発行権限を政府に付与すること及び同基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定することができることを定めております。

以上が今回提出いたしております法律案の概要であります。

さらに、次に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について御説明いたします。

まず、改正点の第一は、在外公館の設置関係であります。昭和五十二年度予算政府原案において、在ウガンダ大使館、在ペナン総領事館及び在エンカルナシオン領事館の三公館の設置が認められておりますが、このうち在ウガンダ大使館の設置はすでに本法律に規定されておりますので、今回の改正においては、在ペナン総領事館と在エンカルナシオン領事館の新設を規定しております。ペナン周辺地域はわが国民間企業の進出が急増し、これに伴う在留邦人が激増しており、また、エンカルナシオンには従来より日系人移住者が多数あり、これら両地域の邦人進出企業並びに在留邦人の指導、保護、各種案件の処理に遺憾なきを期するためには、可及的速やかに在外公館を新設する必要があるものであります。

次に、兼館として認められましたが、在アングラ及びセイシエルの両大使館であります。アングラは昨年十一月、セイシエルは昨年二月にそれぞれ独立し、わが国は昨年の二月及び六月に両国をそれぞれ承認いたしましたので外交機関を設置する必要があるものであります。

改正点の第二は、在外職員の手当関係であります。まず、新設の在外公館の職員の在勤基本手当の基準額を定めるほか、子女教育手当につきましては、一名につき月額一万二千元を一万八千元に増額いたしております。

住居手当につきましては、特定の在外公館に勤務する次席館員の住居手当の月額の限度額を一〇%引き上げることいたしました。これは、その職務の特殊性から、その外交領事活動を遂行するにふさわしい住居の確保を保障する必要があるためであります。

改正点の第三は、既設の一部公館につきましても、国名の変更、首都名の変更がありましたので、これらに伴う所要の改正を行うものであります。以上が、本法案の改正の概要であります。

○委員長(寺本大作君) 次に、提出予定条約について村田参事官に御説明をお願いします。

○政府委員(村田良平君) それでは、続きまして、今国会に提出を予定しております条約に關して御説明申し上げます。

お手元の資料にございますとおり、総計で二十五件の提出を検討をいたしておりますが、その中で二十件が提出予定、あと五件は検討中というところでございます。

まず最初は、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の両協定でございます。

この二つの協定は、昭和四十九年一月三十日にソウルで署名が行われたものでございます。このうち、北部の境界画定協定は、日韓間の大陸的な

の北部における境界線を定めるということを内容としていたしております。また、南部の共同開発協定は、同じく日韓間の大陸的な南部の一定区域を両国の共同開発区域といたしまして、両国の開発権者がこの区域におきまして石油資源を共同して探査、採掘するということを定めておるものでございます。

この両協定は、第七十二回国会、第七十五回国会に提出されまして、七十六、七十七、七十八回各国会で審議されましたが、結局審議未了、廃案となったものでございまして、この両協定は今国会に於て提出済みでございます。

二番目が、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約でございます。

この条約は、ルーマニアとの間で所得に対する租税に関する二重課税を回避するために、昭和五十一年の二月に署名されたものでございます。

この条約は、本来的には日本とルーマニア相互の間で外国税額控除方式をとって二重課税を回避するための措置を定めております。

主要点は、企業の事業利得については、支店等の恒久的施設に帰属するものに限り課税するということ。さらに、国際運輸業利得については、相互に免税とすること。三番目に、配当・利子等の投資所得に対しまして源泉地国での課税限度率を定めるということを内容としております。

この協定は、わが国が社会主義国と結びます最初の租税条約でございます。本来的には、いわゆる租税に関するOECDのモデル条約ののちとっておりましても、若干相手国が社会主義国であるということと勘案した規定が入っておりますのでございます。

この条約は、第七十七回国会に提出されまして、七十八回国会で審議未了、廃案となったものでございます。

三番目が、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約を修正補足する議定書でございます。

わが国とブラジルとの間には、すでに昭和四十二年に発効した租税条約がございますけれども、近年ブラジルが行いました税制改革及び最近の日本とブラジルとの間の経済関係の伸展ぶりといったものを勘案いたしまして、現行条約を修正補足するために昨年の三月に署名されたのがこの議定書でございます。

主たる内容は、配当・利子及び使用料に關します源泉地国での課税率を若干引き上げたこと、及びブラジルにおける経済開発に寄与するために、いわゆるみなし税額控除という制度に關する規定を整備したことでございます。

この条約も、先ほどのルーマニアとの租税条約と同じく、第七十七回国会に提出、継続審査になり、さらに七十八回国会で審議未了となつて廃案となつたものでございます。

四番目が、日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約でございます。

豪州との間には、すでに通商、租税、原子力の平和利用、漁業、文化、航空等、諸般の協定がございますが、近年の日豪関係の画期的な進展にかんがみまして、両国間の基本関係を律する条約をつくらうではないかという話し合いが行われたわけでございます。その結果、昨年六月十六日にフレーザー豪州首相が訪日いたしました際に、三木総理とフレーザー首相との間でこの友好協力基本条約が署名されたわけでございます。

条約の主たる内容は、広範な分野におきまして日豪両国関係を拡大強化すること、公正かつ安定的な基礎の上に立つて貿易を進展させること、出入国、滞在、事業活動等に関しまして、公正かつ公平で第三国無差別の待遇をお互いに与え合うこと等でございます。

なお、この条約には幾つかの附属文書がございますが、その中で非本土地域に關する附属の交換公文がございまして、これはこの基本条約を適用する地域に關する合意でございますので、これも国会承認の対象といたしまして、条約と並んで一括御承認をいただきたいと考えておるものでございます。

います。

五番目が、経済協力に関する日本国とモンゴル人民共和国との間の協定でございます。

モンゴルとわが国の間には、過去においていろいろな経緯がございましたが、一九七二年に外交関係が開設されたわけでございます。その際、あるいはその後も、モンゴル側からわが国に対して強く経済協力に関する要請が行われましたので、これを踏まえまして話し合いました結果、わが国もカシミヤ及びラクダの毛の加工工場の建設のために、一定の金額を四年間にわたって贈与するという無償経済協力の形で先方の要請に応ずることとしたものでございます。この交渉はなお継続中でございますが、現在最終段階にございますので、近く妥結するというふうに考えております。六番目は、日本国とカナダとの間の文化協定でございます。

これは、昭和四十九年に当時の田中総理がカナダを訪ねられた際に、田中総理とトルドー・カナダ首相との間でこういった協定をつくろうという合意が行われて、その結果、交渉を行ったものでございますが、昨年十月トルドー・カナダ首相が来日の際に、この協定の署名が行われました。

これは、わが国として締結いたします第十六番目の文化協定でございます。その内容は、わが国が従来各国と結んでまいりました文化協定と基本的に異なるところはございません。文化、教育等の分野におきまして両国間の文化交流を促進するということを規定しております。七番目が、投資の奨励及び相互保護に関する日本国とエジプト・アラブ共和国との間の協定でございます。

昭和五十年十一月に行われました当時の木村外務大臣のエジプト訪問の際に、この協定の締結交渉を行うことが合意されました。その後の交渉の結果、本年一月二十八日に東京で、この協定の署名が行われたわけでございます。

この協定は、わが国が締結いたします最初の包括的な投資保護協定でございます。将来わが国が各国と締結するであろうと思われる投資保護協定のいわばモデルとなるものであると考えております。

主な内容は、投資の許可に関する最恵国待遇、事業活動、出訴権、送金等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用、国有化等の場合及び戦争等によって被害を受けた場合の補償措置等でございます。

次に、八番目が日本国とカナダとの間の小包郵便協定の改正、九番目は日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便協定の改正でございますが、一括御説明申し上げます。この双方の改正は、一九五六年に締結されました日加小包郵便協定及び六三年に締結された日本とフィリピンとの小包郵便協定をそれぞれ改正するものでございまして、万国郵便連合の小包郵便物に関する協定が改正されましたことに伴いまして生じました不均衡を是正するためのものでございます。

この両協定につきましては、目下案文につき交渉中でございますが、かなり問題点がございまして、この両協定に關しましては、提出予定としたしておりますけれども、本国会に提出できるかどうか、若干困難になったのではないかとこのように見ております。

十番目が、わが国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の郵便為替の交換に関する協定の改正でございます。これは、一九六五年に締結されました現行の日英間の郵便為替協定を改正するものでございまして、為替業務徴収料金の割り当て率等につきまして改正を施すものでございますが、目下交渉中でございます。

十一番目の日本国とバングラデシュ人民共和国との間の郵便為替の交換に関する協定は、同じくわが国とバングラデシュとの間の郵便為替の交換に必要な事項について規定するためのものでございますが、これも目下交渉中でございます。

次に、多数国間条約に入りまして、十二番目が、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定、通常保障措置協定と呼ばれておるものでございます。

この協定は、わが国が昨年六月八日に核兵器不拡散条約の締約国になりましたことに伴いまして、同条約の第三条に基づいて国際原子力機関、IAEAとの間に締結するものでございます。

わが国の平和的な原子力活動にかかわるすべての核物質に關しまして、その核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することを目的といたしまして、国際原子力機関の保障措置を適用することについて定めたものでございます。

その内容といたしましては、わが国の原子力平和利用に關しまして、設計情報の提出であるとか、記録の保持であるとか、あるいはIAEAへの報告であるとか、さらに査察等について定めておるものでございまして、基本的にはわが国みずからの手によります保障措置、これを協定上は国内制度と称しておりますが、これを原則といたしまして、IAEAがわが国の独自の査察に重複することなく、これを補充する形で保障措置を行うというものでございます。また、ユーラトムその他との差別がないように配慮を加えたものでございます。

なお、核兵器不拡散条約の規定上、この協定は締結交渉開始後十八カ月以内に結ぶこととなっております。本年の十二月四日までにはこの協定を締結させる必要があるものでございます。十三番目は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約でございます。

海上における船舶交通の安全を図るために、わが国初め各国とも従来国際的なモデル規則を参考として、各国がそれぞれに国内法を制定してきたわけでございますが、近年の海上交通の非常な増大とか、大型船の発達とか、あるいはレーダーを

使用するとといったような新しい事態に備えまして、この条約のモデル規則を国際条約にしようという機運が高まりまして、一九七二年にこの条約が作成されたわけでございます。

この条約は、いま申し上げましたように、レーダーの使用を義務づけるとか、あるいは分離通航方式というものを海上交通において採用するといったような新しい点を加えて、近時の海上交通の事情に即した内容のものとなっております。

わが国といたしましては、海上における船舶の交通を容易かつ安全にするために、この条約を速やかに締結する必要があるわけでありますが、実は、主要海運国がすでにこの条約を締結しておりまして、本年七月十五日にはこの条約の効力が生ずるというようになっておりますので、今国会においてこの条約に關して御承認をいたさずとも、この所要の改正法が提出されるという予定でございます。

十四番目が、国際農業開発基金を設立する協定でございます。この協定は、一九七四年の世界食糧会議における決議に基づきまして、開発途上国の農業開発、特に食糧増産のために緩和されまして条件による資金供与、これは貸し付けと贈与と二つから成っておりますが、かかる資金供与を行うことを目的とした国際農業開発基金という基金を設立するために、一九七六年の六月に採択されたものでございます。わが国は、本年の二月十一日に署名を終わっております。

この基金は、その資金として当初十億ドルを予定しております。先進工業国が約五億七千万ドル、産油国が約四億四千万ドルを拠出し、さらに、その他の産油国でない開発途上国が約九百万ドル、これは主として現地通貨でございますが、拠出するということになっております。産油国が非常に巨額の拠出を行うという点がこの基金の一つの特色でございます。

なお、先ほど官房長から説明いたしましたよう

に、この協定に關しましては国内法が必要なわけ
でございます。わが国は、五千五百万ドルを拠出
するという予定でございます。

次の十五番目が、がん原性物質及びがん原性因
子による職業性障害の防止及び管理に關する条約
でございます。

この条約は、一九七四年のILO第五十九回総
会で採択されたものでございまして、昨年の六月
にすでに発効いたしております。

その内容は、労働者が職業上さらされるがん原
性物質、これは主として化学的なもので、俗に言う
発がん物質と言っておるもので、たとえば染料の
中間体等でございますが、かかる物質及びがん原
性因子、これは物理的なものでございまして、た
とえばエックス線というふうなものでございませ
が、そういった因子に關しまして、それぞれの有
害性に應じた規制を実施し、もって労働者の健康
障害を防止するということを目的としたものでご
ざいます。

十六番目が、千九百七十七年七月二十四日にパ
リで改正された万国著作権条約及び関係諸議定書
でございます。

万国著作権条約は、著作権を保護する条件とし
て、納入等の方式を要求する国と、無方式で保
護する国との間の橋渡しを行うものとして一九五
二年に作成されたものでございまして、このパリ
改正条約は、翻訳権及び複製権に關しまして開発
途上国のための特別の便宜を図るということを入
容といたしております。

なお、この条約には、それぞれ国会の御承認を
いただく必要のある附属議定書が二つついてお
るわけでございまして、そのうちの一つは、無国籍
者に關しても著作権を保護するという内容でござ
いまして、もう一つの附属議定書は、国際連合あ
るいは国連の専門機関等の著作物に關しても、締
結国の国民と同じような著作権の保護を与える
ということを入容といたしております。

次が国際海事衛星機構、インマルサットに關す
る条約でございます。

政府間海事協議機関は、一九六六年以来衛星通
信技術の導入により海事通信の混雑緩和、品質
改善のための方策について検討を行ってまいりま
したが、その結果、昨年九月につくられたのがこ
の条約でございます。

この条約は、衛星を利用いたしまして世界的な
海事通信サービスを提供する国際海事衛星機構と
いうものを設立いたしまして、これを運営するこ
とを定めております。

十八番目が、子に対する扶養義務の準拠法に關
する条約でございます。

この条約は、各国が子に対する私法上の扶養義
務の準拠法として子の常居所地の法律を採用する
こととして、共通の国際私法の規則を定めるもの
でございます。近時、わが国民の關係する涉外
的な親子間の問題がいろいろ法律上の紛争となる
事例がふえてくる傾向にございまして、今回こ
の条約を締結したいというふうな判断した次第で
ございまして、その内容は、子が扶養を請求し得
るか、あるいはだれに請求し得るか、また、請求
する場合にどの程度の金額まで請求し得るか、あ
るいは請求を申し立てるのはだれかというふうな
ことに關しまして、すべてその子の常に住んでお
ります、まあ俗に言えば住所の法律を基本として
これを適用するという内容でございまして、親子
間の關係、たとえば認知とかそういったことには
關係のない条約でございます。

十九番目が、税関に關する物品の評価に關する
条約の改正でございます。

現行条約は、税関に關する物品評価の方式を統
一いたしまして、もって国際貿易を容易にするこ
とを目的として一九五〇年につくられたものでご
ざいまして、基本的にはいわゆるCIF基準で物
品の評価をいたしております。今回の改正は、で
きる限り多くの国がこの条約に加入することがで
きますように、新規加入国に限りましてはCIF
方式にかえてFOB評価方式をとっておる国につ
いてもその採用を認めるというものでございまし
て、これによってFOB方式をとっております。

たとえば豪州のような国が現行条約に加入してく
れることが期待されるわけでございまして。
最後が、アジア・太平洋電気通信共同体憲章で
ございまして。

この憲章はESCAP、かつてのECAFEで
ございまして、国際連合アジア・太平洋經濟社会
委員会でございますが、ESCAPを中心として
推進されてまいりましたアジア電気通信網計画が
徐々に完成に近づいておりますことに伴いまし
て、この計画を完成し、さらにその後有効な運営
を行うために、地域的な機関といたしまして、こ
の電気通信共同体というものを設立することを目
的としたしております。昨年の三月二十七日にこ
の憲章が採択されまして、この共同体の目的、任
務、組織、經費の分担等について定めておるもの
でございます。

なお、お手元の資料の最終ページにございま
すように、その他に検討中の条約として五件あるわ
けでございますが、この中から二つ目の、ア
メリカ合衆国の地先沖合に關する漁業に關する日
本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定、こ
れはいわゆる日米漁業協定でございますが、この
協定は、米國が本年三月一日からいわゆる二百海
里の漁業専管水域を設定いたしまして、昨年の同
国の定めまして一九七六年漁業保存管理法に基づ
く規制が行われるということになりましたので、
これに対応いたしまして、わが國が米國と交渉
の結果、去る二月十日に仮署名を行ったものでご
ざいまして、近く署名の運びとなる予定でござい
ますが、本協定の重要性及び緊急性にかんがみま
して、この検討中の条約の中に入っておりますけ
れども、ぜひ提出をいたしたいと考えているもの
でございます。

なお、この検討中の条約の中にも入っております
せんけれども、目下国際的に漁業問題というものが
非常に流動的でございますので、今後の事態の推
移によりましては、漁業に關する二国間あるいは
多数国間条約を今国会に御提出する可能性がある
ということをごの際申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(寺本広作君) 以上をもつて説明は終了
いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十三時三十四分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に
勤務する外務公務員の給与に關する法律の一
部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律の一部を改
正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務
する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七
年法律第九十三号)の一部を次のように改正す
る。

第四条第一項中「第十九条の六」を「第十九条
の七」に改める。

第十条第一項中「前条」を「第九条」に改め
る。

第十二条第一項ただし書中「(配偶者を伴う在外
職員以外の者にあつては、その額の百分の八十に
相当する額)」を「(次項において「限度額」とい
う。)に改め、同条第二項を同条第四項とし、同
条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書(限度に係る部分に限る。)の規
定にかかわらず、次の各号に掲げる在外職員に
支給する住居手当の月額の限度は、当該在外職
員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 配偶者を伴う在外職員以外の者(次号に該
当する者を除く。) 限度額の百分の八十に相
当する額

二 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八

3 前項第二号に該当する在外職員が外務省設置

[illegible]

一ノ九八三 野村周司外十名

1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定中在アンゴラ及びセイシエルの各日本国大使館、在ベナン

紹介議員 森中 守義君
反霸權条項を明記した日中平和友好条約の即時締結と批准を行うよう懇請する。

ランド
— エムパーン
— を —
在ス
在セ
イワ

日中兩國政府は共同宣言によつて、田中百餘

に、「フオール・ラミー」

を經過した今日、アジア情勢の変動等を踏まえて

日本国大使館
— 中央アフリカ共和国 —
—

在外公館の名稱及び位置並に在外公館に勤
 務する公務員の給与に関する法律の一部を
 改正する。この法律は公布の日から起算し
 て六月を超えない範囲内において政令で
 定める日から施行する。ただし、附則第二
 条第三項の規定は、公布の日から起算し
 て六月を超えない範囲内において政令で
 定める日から施行する。

マニラ日本総領事館

改正する法律（昭和四十七年法律第七十五号）
の日中共同声明を後退させてはならないことが大

に改める。

の一部を次のように改正する。

前提であるが、特に西国政府が、日中共同声明第

—在マナオス日本国領事館—
ブラジ

正規定中「サンタ・イサベル」を「マラボ」に
を日中平和友好条約で明らかにし、共同声明の誓

在
マ
ナ
オ
ス
日
本
領
事
館

在
エ
ン
カ
ル
ナ
シ
オ
ン
日
本
領
事
館

在
バ
ラ
グ
ア
ラ
ン
コ
日
本
領
事
館

約を正しく具現することは、アジア並びに世界の

務する外、公務員の給与に関する法律の一部を国民の根本的利益に合致する道である。

アルジェリア	600,000	510,000	492,500
--------	---------	---------	---------

改正する法律（昭和五十一年法律第六十号）の

492,500	465,100	413,100	360,600	308,600
---------	---------	---------	---------	---------

二月二十五日日本委員會に左の案件を付託された

380,000	323,000	410,000	302,400
100	146	800	

の不適用に関する条約の締結に関する請願

700] [77, 600] = 77, 600

に改める。

(第四七五号)(第四七六号)(第四七七号)(第

530,000	490,000	470,700	440,600	394,400	345,
---------	---------	---------	---------	---------	------

二月十八日日本委員会に左の案件を附託された。

200,000	200,000	210,000	220,000	230,000	240,000
175,400	159,500	143,600	127,700	111,800	95,900

一、反霸權條項を明記した日中平和友好条約の
第四七五号 昭和五十二年二月十四日受理

1/3, 400	139, 500	143, 600
----------	----------	----------

用に関する条約の締結に関する請願

ニ	410,000	375,600	332,200	288,900
---	---------	---------	---------	---------

第二八四号 昭和五十二年二月四日受理

請願者 大阪府東大阪市本町二ノ七 仰健

700 131,400 117,100 450,400	410,400
700 131,400 117,100 450,400	450,400

反覇権条項を明記した日中平和友好条約の民間総
一外一万四百九十九名
召个議員
皆兒タア子君

188,700	174,300	160,000	145,700	131,400
209,500	193,000	177,800	159,800	144,600

請願者 大阪府東大阪市荒本北三〇ノ二〇 第二十三回国連総会で採択された「戦争犯罪及び

三三三三三『金瓶梅』

人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約」を日本も締結されたい。

第四七六号 昭和五十二年二月十四日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 大阪府堺市東浅香山町三ノ一四五
ノ一〇 梶清徳美外一万九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七七号 昭和五十二年二月十四日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 大阪府和泉市府中町西 中川加代
外一万九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七八号 昭和五十二年二月十四日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 大阪府豊中市庄内幸町三ノ一三ノ
一 大原勇外一万九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第四七九号 昭和五十二年二月十四日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 大阪府城東区古市中通一ノ四〇
川上建正外一万三百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

第五五九号 昭和五十二年二月十七日受理

戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効の不適用に関する条約の締結に関する請願

請願者 大阪府守口市梅園町八二ノ一大阪
府職員滝井第三宅舎六六 工藤庄
一外四百九十四名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四七五号と同じである。

昭和五十二年三月十日印刷

昭和五十二年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K